

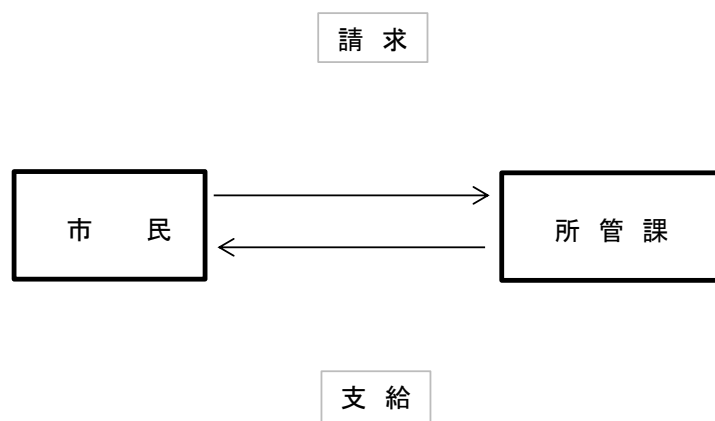
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 64

処 分 名	児童手当等の現況届	
処 分 の 概 要	児童手当等現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件(児童の監護・生計関係など)を満たしているかどうかを審査及び決定を行い手当を支給する。	
根 拠 法 令 名	児童手当法(昭和46年法律第73号)	
条 項	第26条	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	4ヶ月程度	
標 準 処 理 期 間	計	4ヶ月程度
判 断 基 準	児童手当法第26条及び児童手当法施行規則第4条により、児童手当法第4条を満たしていることを基準とする。	
【根拠法令等】		
<p>児童手当法 (届出)</p> <p>第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>児童手当法施行規則 (現況の届出)</p> <p>第四条 一般受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届書には、第一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。</p> <p>4 施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>5 前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。